

横手市平鹿ときめき交流センター「ゆっふる」利用料金等の改定に関し、お寄せいただいたご意見の概要と市の考え方

1. 募集期間	2019年4月26日(金)～5月15日(水)
2. 提出件数・人数	提出件数:3件 提出者数:1人

No.	項目	ご意見の概要	市の考え方
1	募集期間30日以内の理由	<p>・横手市パブリックコメント実施要綱第5条第2項で示されている、件名コメントの募集期間を30日以内としている理由を見つけることができませんでした</p>	<p>・大変申し訳ございません。ご指摘の当日、理由を掲載させていただきました</p> <p>◇理由 『※利用料金等見直しの時期を今年10月想定としており、改定に関する周知期間を考慮し、今年6月議会への改定案の提示が必要であると判断したことから、パブリックコメントの実施期間を30日未満とした。』</p>
2	募集期間30日以内の理由	<p>・温泉料金を改定することについて、新年度スタート後に急に必要に迫られた案件ならば何となくこの※書きで理解できるような気もしますが、通常、このような料金改定案件は、新年度予算編成時に大方の内容やスケジュールが決まっているのが当然であり、それに合わせて早々にコメント募集を行うべきだったと思います。つまり、※印の記載は、行政側の都合や不手際を正当化するような言い訳であり、要綱で規定している「やむを得ない事由」には該当しないと思われました。一方で、あまりにも断定的な※書きには驚いてしまった次第です。年度末や年度初めの多忙や人事異動時期を理由とするならば、改定時期を遅くすべきではないでしょうか。</p>	<p>・料金改定の時期につきましては、昨年度段階では未定でございました</p> <p>・今年度当初、想定される消費税増税時と同時期の改定を目指すことを決定いたしました。①改定料金やサービス内容の調整に時間を要したこと②改定内容に関する周知期間を確保したいこと——から、大変申し訳ございませんが、パブリックコメント募集期間を30日未満とさせていただきます</p> <p>・なお、施設をご利用されている皆様や地域の皆様には、5月1日の市報発行に合わせ、パブリックコメント実施のチラシをお配りしたほか、意見交換会を開催させていただいたところでございます</p> <p>・断定的な表現につきましても申し訳ございませんでした。ご指摘の当日、修正させていただきました</p>

横手市平鹿ときめき交流センター「ゆっふる」利用料金等の改定に関し、お寄せいただいたご意見の概要と市の考え方

1. 募集期間	2019年4月26日(金)～5月15日(水)
2. 提出件数・人数	提出件数:3件 提出者数:1人

No.	項目	ご意見の概要	市の考え方
3	募集期間30日以内の理由	<p>・次のように組み替えた方が意味が通じるような気がしますが、いかがでしょうか。</p> <p>『※利用料金等見直しの時期を今年10月想定としており、今年6月議会への改定案の提示が必要であると判断したことから、改定に関する周知期間を考慮し、パブリックコメントの実施期間を30日未満といたしました。』</p> <p>・そもそも、パブコメを求めるタイミングが遅かっただけですから、「やむを得ない理由」に表現しようとする事自体に無理があるように感じます。市民の負担が増える案件ですし、パブコメ期間を10日も短縮するのですから、当たり前のような表現では残念です。</p>	<p>・ご指摘のとおり、表現を修正いたしました</p>